

山口県教育委員会ホームページ広告掲載募集要項

山口県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行うこととしました。

つきましては、令和7年度に山口県教育委員会ホームページへ掲載するバナー広告を下記のとおり募集します。

1 広告の掲載

(1) 広告を掲載するホームページ

山口県教育委員会ホームページ

(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/>)

※同一の広告主による広告を同一月の複数箇所に掲載することはできません。

(2) ホームページへのアクセス数

57,941 ページビュー (令和6年4月～令和6年12月までの累計)

(3) 掲載期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で、1か月単位 (毎月1日から末日まで) とします。ただし、複数月の掲載も可能とします。

(4) ホームページへの掲載

ホームページへの広告の掲載及び削除は、県教育政策課が行います。

(5) 広告の掲載を開始・終了する日

広告の掲載を開始する日 (以下「広告掲載開始日」という。) は、原則として当該広告を掲載する月の初日、広告の掲載を終了する日 (以下「広告掲載終了日」という。) は、月の最終日とします。

2 広告の位置、規格等

ホームページに掲載する広告の位置・規格等は、以下のとおりとします。

(広告掲載イメージは別紙のとおり。)

(1) 掲載位置

山口県教育委員会ホームページトップページ右端上部及び下部画面右端上部のバナー広告は、更新 (アクセス) の都度、規則的に入れ替わり表示されます。

(2) 枠 数

10枠

(3) 大 き さ

縦60ピクセル、横130ピクセル

(4) 形 式

G I F (アニメーション不可)、J P E G

(5) データ容量

10キロバイト以下

(6) 画 像 の A L T テキスト

「広告:」で始まり、「広告:」を除く全半角を問わず30文字以内

3 広告料

1枠につき月額10,000円 (消費税及び地方消費税を含みます。)

※広告デザイン等の作成に要する経費は、広告主の負担となります。

4 申込み方法等

(1) 募集期間

令和7年1月29日（水）から2月12日（水）

ただし、申込みのなかった広告枠の広告掲載については、随時、受付けをします。

(2) 申込方法

「山口県教育委員会所管ホームページ広告掲載申込書」に必要事項を記入し、下記10に記載の申込先に郵送又は持参してください。

5 広告主の決定方法

広告の掲載が適当であると認めた、上記募集期間の申込者のうち、広告掲載申込書に記載されている広告掲載希望期間が最も長い方から受付順に広告主として決定します。

ただし、申込みのなかった広告枠の掲載については、募集期間にかかわらず、随時、受付順に決定します。

6 広告原稿の提出

バナー広告の広告原稿は、県教委が指定する日までに県教育政策課に提出し、承認を受けるものとします。広告原稿の提出は、電子メールでの送信を原則とします。

7 広告料の納入

広告の掲載開始後、県が発行する納入通知書により、指定する日までに、広告料を納入してください。

8 契約金額の返還

(1) 広告主の責めに帰すべき事由がなく、県教委が表示すべき広告を掲載しなかった期間が1か月当たり1日を超えるときは、掲載しなかった日数に応じて、契約金額の日割り計算により算出した金額を返還するものとします。ただし、当該還付する金額については、利子を付さないものとします。

(2) 前記にかかわらず、次のいずれかに掲げる事由により県教委がホームページの運営を一時停止した場合は、契約金額の返還は行いません。ただし、一時停止の期間が1ヶ月単位当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて契約金額の返還を行うものとします。

(ア) 機器等の保守又は工事を行う場合

(イ) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(ウ) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合

(エ) その他公益上やむを得ない場合

9 遵守事項

広告掲載の申込み、広告原稿の作成等に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」及び「山口県教育委員会所管ホームページ広告掲載要領」を遵守してください。

10 お問い合わせ・お申し込み先

山口県教育委員会教育政策課教育企画班

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4530

FAX 083-933-4539

E-mail a501001@pref.yamaguchi.lg.jp